

日高町中小企業融資制度のご案内

日高町内の中小企業等の育成振興及び経営の近代化を推進するため、町内で事業を営む企業または個人を対象にした「日高町中小企業融資制度」をご存じでしょうか。

この制度は、融資のために一定の要件がありますが、運転資金や設備投資のため有益にご利用いただけるものとなっておりますので、ぜひご活用ください。

■ 融資の対象

その事業が健全に育成されることが明らかな次のすべてに該当するもの

- (1) 常時使用する従業員の数が50人以下の会社又は個人
- (2) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める組合の組合員
- (3) 上記(1)または(2)に該当し、かつ、町内に独立した店舗(事業所)を有し事業を営んでいるもの及び新規開業、独立開業しようとするもので事業の継続性の高い中小企業者。ただし、遊興娯楽等の不急業種を除く。
- (4) 町税を完納しているもの

■ 融資の種類・条件

(1) 日高町中小企業振興資金

- ・ 資金の使途 運転資金及び設備資金とする。
- ・ 融資額 1企業につき、運転及び設備資金各1,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して運転資金は5年以内とし、設備資金は7年以内とする。ただし、設備資金に限り据置1年以内の期間を設定することができる。

(2) 日高町中小企業経営近代化資金

- ・ 資金の使途 設備資金とする。
- ・ 融資額 1企業につき、3,000万円以内とする。
- ・ 融資期間 融資を受けた日から起算して10年以内とする。ただし、据置期間を1年以内とすることができる。

■ お問い合わせ先

- ・ 日高町役場 経済観光課 電話 01456-2-6031
- ・ 日高町商工会 電話 01456-2-6301

■ お申し込み先

- ・ 苫小牧信用金庫 町内各支店
- ・ 北洋銀行 苫小牧中央支店

勤労者の皆様へ

資金の貸付け制度のご案内

日高町内に1年以上居住し、町税を完納している組織労働者又は中小企業及び団体の労働に従事している勤労者に対し、福利厚生と勤労意欲の増進及び労働力の定着化を図るため、本人又は家族の病気、災害、冠婚葬祭及び子弟の教育その他生活必需品の購入等に要する資金の貸付け制度があります。

貸付条件の詳細やお申し込みについては北海道労働金庫へご連絡ください。

■ お申し込み先

北海道労働金庫 静内支店（新ひだか町静内青柳町1-2-8）
電話 0146-43-3111

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意ください！

**新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法被害の発生が
今後懸念されます。十分にご注意ください**

- 新型コロナウイルスに関しては、厚生労働省が最新の情報を発信しています。
(厚生労働省のホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html
- 商品購入の勧誘や義援金名目のお金の要求などを受けた場合には、その場で簡単に決めずに、もう一度よく考えることが大切です。家族など、周囲の方々にも相談をして、冷静に対応してください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓口等に相談して下さい。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、消費者ホットライン「**局番なしの『188』**」をご利用下さい。

【過去に相談のあった事例】

- 「豚インフルエンザの薬を販売しています。100錠で8,000円です。」などと電話があったが、そんな薬はないと断った。

【今後懸念される事例】

- 「マスクがないと大変なことになる。この電話で購入すれば、通常10万円するマスクが半額で購入できる。」などと、高額でマスクの購入を勧誘される。
- 「手洗い・うがいだけでは予防としては不十分だ。予防に効果がある健康食品がある。」などと、効果が不確実と考えられる健康食品等の勧誘を受ける。
- 「感染者への義援金を募っている。協力してほしい。」などと、自宅を訪問して義援金目的で現金を受け取ろうとする電話がかかってくる。

(お問い合わせ先：環境生活部くらし安全局消費者安全課 電話 011-204-5212)